

国道24号大和北道路八条地区橋梁工事に係る契約者の選定経緯について

令和5年8月14日

近畿地方整備局

目次

1.	工事概要	P. 2
2.	経緯	P. 3
3.	競争参加資格	P. 6
4.	技術提案	P. 7
5.	技術提案の審査結果	P. 8
6.	技術協力業務	P. 9
7.	技術協議及び価格等の交渉	P. 11
8.	技術協議及び価格等の交渉結果の確認	P. 11
9.	契約の相手方の決定	P. 12
10.	「国道24号大和北道路八条地区橋梁工事における 技術提案・交渉方式の専門部会」の開催日時及び確認事項	P. 12

1. 工事概要

(1) 発注者

近畿地方整備局

(2) 工事名

大和北道路八条地区橋梁工事

(3) 工事場所

(自) 奈良県奈良市八条地先

(至) 奈良県奈良市杏町地先

(4) 契約方式

技術提案・交渉方式「技術協力・施工タイプ（E C I）」

(5) 内容

・技術協力業務

橋梁設計 1 式

1. 設計の確認

- －①. 新設橋脚に適した仮受け構造の検討
- －②. 既設上部構造の補強工法の検討
- －③. 既設上部構造の受け代え工法の検討

2. 施工計画の作成

3. 技術情報等の作成

4. 全体工事費の算出

5. 関係機関との協議資料作成支援

6. 関係機関との協議資料作成

7. 技術提案

8. 設計調整協議

9. 報告書作成

・優先交渉権が与えられる工事

P 7 橋脚撤去・新設

橋脚撤去 2 基

橋梁下部 1 基

専用部橋梁

橋梁下部工 2 基

橋梁上部工 1 式

迂回路設置・撤去、市道復旧

迂回路設置・撤去工 1 式

市道復旧工 1 式

(6) 履行期間

技術協力業務 令和 4 年 4 月 28 日～令和 5 年 3 月 31 日

八条地区橋梁工事 令和 5 年 6 月 10 日から令和 9 年 12 月 28 日

ただし、以下の指定部分については、令和 9 年 5 月 31 日までとする

八条高架橋 P 7 橋脚

2. 経緯

(1) 本工事の特殊性

一般国道 24 号大和北道路事業は、交通混雑の緩和、交通安全の確保、地域の活性化等を目的に八条地区は京奈和自動車道の木津 I C から西名阪自動車道迄の区間に 4 車線の自動車専用道路を整備する事業である。このうち、八条地区橋梁工事区間の 1 級河川岩井川を横断する既設国道 24 号八条高架橋との交差部は、(仮称) 奈良 I C と (仮称) 大和郡山北 I C の中間に位置し、道路の計画高さの制約上、既設八条高架橋をオーバーパスすることが困難であることからアンダーパスする計画としている。当該箇所は既設八条高架橋をアンダーパスするにあたって、既設橋脚が計画道路南行き車線の支障となるため、道路建設にあたっては国道 24 号の交通を確保しつつ、北側が 1 級河川岩井川、東側が市道南部 154 号線に重複・近接する施工条件下において、既設橋梁桁の補強・仮受け、既設橋脚の撤去・再構築工事及び新設岩井川橋工事を厳密な施工管理のもと安全に進める必要がある。また、既設橋梁桁の仮受け時に既設橋梁桁や仮受け梁に変状が生じた場合は、既設橋梁桁の補強・仮受け梁の設計及び施工時の上方を十分に把握した上でその原因を分析し対応を行う必要がある。このような対応を行うための確実で経済的な施工方法を決定することは容易ではなく、八条地区橋梁工事の技術的難易度は非常に高い。

(2) 契約タイプの選定方法

既設橋梁桁の補強及び仮受け及び既設橋脚の撤去・再構築にあたり以下の課題が懸念された。

- ・現道交通に対して安全な本設同等の仮受け方法
- ・制約条件下での新設橋脚構造物に適した仮受け構造
- ・既設上部構造（鋼桁、P C 桁）の仮受け支点・補強工法 等

このように、特殊な状況下での八条地区橋梁工事を発注する際の「仕様の前提となる条件を確定」するためには、施工者の優れた技術・経験を取り入れなければ、経済的かつ安全で円滑な施工が難しいため、「技術提案・交渉方式」を適用することとした。

なお、「技術提案・交渉方式」の契約タイプの選定に際しては、本案件は上記課題事項に対する仕様が確定していないことから、施工者の技術・経験に基づく目的物の品質・性能が発注者にとって過剰な品質で高価格となる恐れがある。このため、設計者（コンサルタント）の「技術・経験」を活用し的確な判断ができる体制を確保したうえで、参加者から提出される技術提案書に基づいて選定された優先交渉権者と技術協力業務を締結し、別契約の設計者が行う設計業務に提案内容を反映させ、仕様の前提となる条件を確定した後に価格等の交渉を行い施工の契約を締結する「技術協力・施工タイプ」を適用することが妥当と判断した。

(3) 参考額の揭示

技術提案・交渉方式では、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者はその内容の評価を適切に実施することが困難となることが想定される。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、参考額を設定した。

具体的には、工事の仕様の確定に必要な技術協力業務の規模は 30 百万円程度（税込み）、工事の規模は概算工事費 15 億円程度（税込み）を想定していた。なお、技術協力業務の金額の設

定については、別途発注の「大和北道路八条地区橋梁詳細設計業務」の設計者から技術協力業務において詳細設計での技術協力が必要な業務内容に対する参考見積りを徴収し、発注者において積算基準書に照らして精査し設定した。また、工事の参考額の設定にあたっては「大和北道路八条地区他橋梁詳細設計業務」での既設橋脚撤去・再構築に関する橋梁予備設計（構造の比較検討）成果に基づき算出した金額を概算金額として提示した。

（４）契約相手方の選定体制

技術提案書の内容の審査・評価及び価格交渉の評価等は、近畿地方整備局の入札・契約手続運営委員会にて行った。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）第18条第2項に基づき、中立かつ公正な審査を行うため、近畿地方整備局総合評価委員会の定めるところにより、表－1の通り、各技術分野を専門とする学識経験者4名を中心に「大和北道路八条地区橋梁工事技術提案・交渉方式専門部会」（以下、「専門部会」という。）近畿地方整備局総合評価委員会を設置し、下記項目等について意見聴取を行った。

- 工事内容
- 契約手続き方法の適用性
- 技術提案内容
- 技術審査及び技術評価の結果並びに技術評価点順位の妥当性
- 優先交渉権者との価格交渉内容及び結果の妥当性
- 価格等交渉成立の判断
- 公表内容

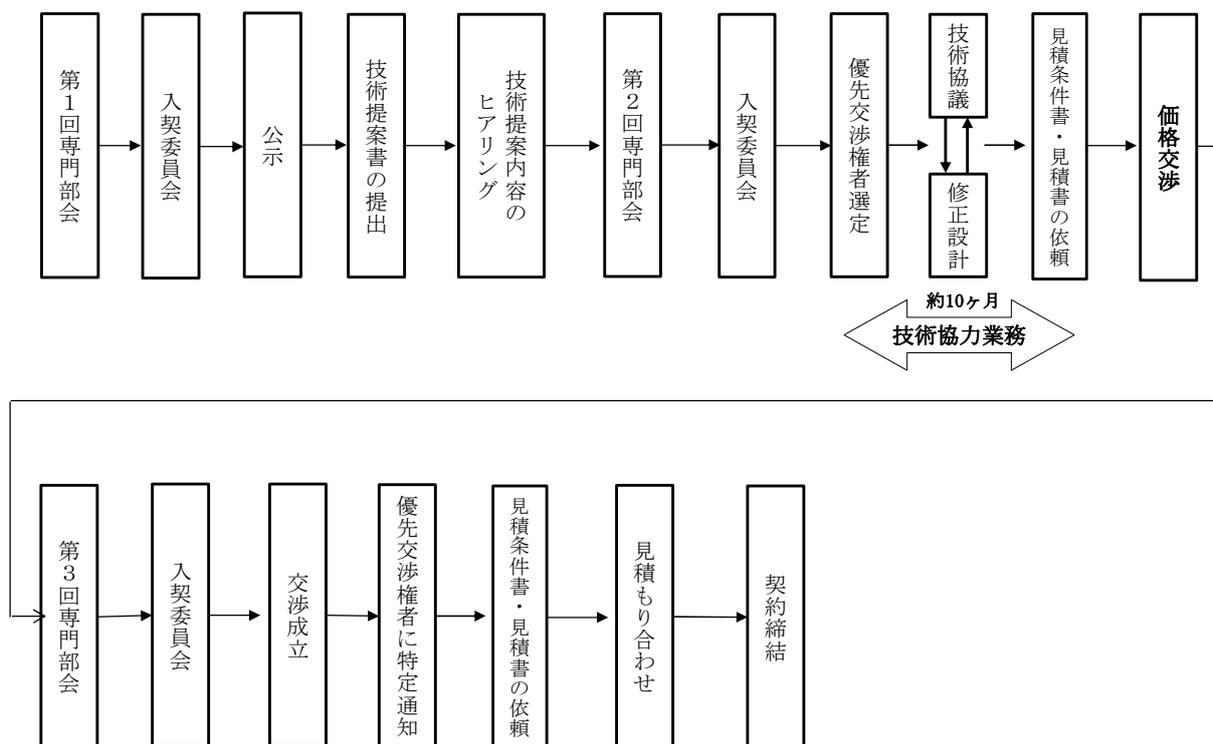
なお、専門部会は非公開とした。

【表－1】大和北道路八条地区橋梁工事技術提案・交渉方式専門部会（学識委員）

氏名（五十音順）	所属・役職	専攻
大西 有三	京都大学 名誉教授 (近畿地方整備局総合評価委員長)	地盤工学
建山 和由	立命館大学 教授 (近畿地方整備局 奈良ブロック総合評価委員)	地盤工学
鶴田 浩章	関西大学 教授 (近畿地方整備局総合評価委員)	コンクリート工学
奈良 敬	大阪大学 名誉教授 (近畿地方整備局総合評価委員)	構造工学

(5) 契約者決定の流れ

契約者決定の流れは以下の通り。



(6) 契約者決定までの主な経緯は以下のとおり。

【表-2】 契約者決定経緯一覧表

日付	内容
令和3年11月18日	第1回専門部会（公示内容の確認）
令和3年12月7日	入札・契約手続運営委員会
令和4年1月7日	契約手続開始の公示
令和4年2月1日	技術提案書の提出
令和4年2月21日	技術提案書の確認（ヒアリング）
令和4年3月10日	第2回専門部会（技術審査）
令和4年3月22日	入札・契約手続運営委員会
令和4年3月25日	優先交渉権者の選定及び交渉権者選定通知
令和5年3月13日	見積書・見積条件書の依頼
令和5年3月16日～3月20日	価格等の交渉
令和5年3月22日	第3回専門部会（設計業務、価格等交渉内容の確認）
令和5年3月28日	入札・契約運営委員会
令和5年3月31日	特定通知
令和5年5月17日	見積書・見積条件書の依頼
令和5年5月31日	見積り合わせ
令和5年6月9日	契約締結

3. 競争参加資格

(1) 競争参加資格の概要

競争参加資格の確認は、近畿地方整備局における令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」かつ「鋼橋上部工事」の認定を受け、かつ、技術協力業務の優先交渉権者選定通知の日までに、近畿地方整備局における令和 3・4 年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者について、競争参加者としての適正な資格と必要な実績の有無を確認した。

【表－3】競争参加資格

会計法令	予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること
有資格者名簿 の登録	令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」かつ「鋼橋上部工事」の認定を受けていること
	令和 3・4 年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること
経営事項評価点数	1,200 点以上であること
同種工事の施工実績 甲型 JV は出資比率 20%以上、 乙型 JV は分担工事分	平成 18 年度以降に元請として完成し、引渡し完了した下記 (ア) から (エ) までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有すること。ただし、下記 (ア) 及び (イ) は同一工事の施工実績を有し、(ウ) 及び (エ) は同一工事でなくてもよいが、すべての要件を満たす施工実績を有すること。 (ア) 道路橋 (TL- 20 以上) 又は鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く。) の工事。 ※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。 (イ) 鉸桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔の製作架設工事。 (ウ) 基礎形式が場所打ち杭 (深礎杭は除く。) 及び既製杭の施工実績を有すること。 (エ) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事の施工実績を有すること (歩道橋は除く。)
主任(監理)技術者の保有資格	(1) 1・2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。 (2) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
主任(監理)技術者の 工事経験 甲型 JV は出資比率 20%以上、 乙型 JV は分担工事分	平成 18 年度以降に元請として完成し、引渡し完了した下記 (ア) から (エ) までの要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること。 ただし、下記 (ア) 及び (イ) は同一工事の経験を有し、(ウ) 及び (エ) は同一工事の経験でなくてもよいが、すべての経験を有すること。 (ア) 道路橋 (TL- 20 以上) 又は鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く。) の工事。 ※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。 (イ) 鉸桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔の製作架設工事。 (ウ) 基礎形式が場所打ち杭 (深礎杭は除く。) 及び既製杭の施工実績を有すること。 (エ) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事の施工実績を有すること (歩道橋は除く。)

(2) 確認結果

令和 4 年 3 月 15 日までに、単体有資格業者 2 者より提出された 競争参加資格確認申請書について入札・契約手続運営委員会にて競争参加資格要件の確認を行った結果、2 者に対し競争参加資格を有している旨の通知を行った。

4. 技術提案

(1) 技術提案の評価項目と配点

技術提案については、技術提案評価項目（テーマ）を第 1 回専門部会で確認し、以下の通りとした。

①技術協力業務の実施に関する提案

②八条高架橋の既設上部構造に対して本設同等の仮受け方法及び新設橋脚構造物、仮受け・補強工法に関する提案能力

③リスクを想定した現場管理に関する提案能力

なお、②の評価は4提案を上限とし、また、③の評価は2提案を上限として技術提案を求めた。

技術提案のテーマ②③を「提案能力」としているのは、技術提案・交渉方式は通常の総合評価落札方式と異なり「仕様の確定が困難」であることから、具体的な対応策が重要ではなく課題の提示とそれに対する対応策を論理的に示す能力が重要と考え、評価基準の記載についてもそのような表現にしている。

評価項目と配点は表-3のとおりとした。

【表-4】評価項目と配点

評価項目		評価基準		配点
技術提案	技術協力業務に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本技術協力業務を遂行するに当たって理解度が高い場合。	10点 ※5段階評価とする
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10点 ※5段階評価とする
	主たる事業課題に関する提案	的確性	八条高架橋のP7橋脚改築において、以下が考慮されている場合に優位に評価する。 ・仮受け状態における現道交通に対して安全な本設同等の仮受け方法の検討について、有効な提案がある場合。 ・制約条件下での新設橋脚構造物に適した仮受け構造の検討について、有効な提案がある場合。 ・既設上部構造（鋼桁、PC桁）の仮受け・補強工法の検討について、有効な提案がある場合。 ・提案の適用上の課題が示され、課題に対する具体的な対応策がある場合。	20点 ※5段階評価とする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	20点 ※5段階評価とする
	不測の事態の想定、対応力	的確性	リスクを想定した現場管理について、以下である場合に優位に評価する。 ・八条高架橋 P7 橋脚改築における上部工補強から新設橋脚架設までの一連の施工過程において、配慮すべき現地条件等を踏まえリスクを想定し、リスクを最小化する有効な提案がされている場合 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合	10点 ※5段階評価とする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	10点 ※5段階評価とする
合計				80点

(2) 技術提案書の受領

技術提案書は2社から受領し、提出があった2社に対してヒアリングを行い、技術提案内容及び前提条件、適用条件、検証内容等の確認を行った。

(3) 技術提案のヒアリング

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について下記のとおり質疑応答を行った。

- ・ E C I 発注方式の理解度、E C I 業務経験の有無
- ・ 技術協力業務を実施するにあたっての工程上のポイントの確認
- ・ 技術提案における「課題と対応策」の詳細確認
- ・ 各提案に対する適用条件、費用の質問 等

5. 技術提案の審査結果

技術提案の審査結果は以下の通りである。

1位順位者であるB者を優先交渉権者、他の1者を交渉権者として令和4年3月25日に通知を行った。

【表－5】技術評価点の内訳

評価項目	評価基準	配点	A	B
①技術協力業務の実施に関する提案	理解度	10	8	8
	実施手順及び実施体制	10	8	6
②八条高架橋の既設上部構造に対して本設同等の仮受け方法及び新設橋脚構造物、仮受け・補強工法に関する提案能力	的確性	10	16	16
	実現性	20	8	12
③リスクを想定した現場管理における提案能力	的確性	10	10	10
	実現性	10	4	8
合計		80	54	60
順位			2	1
優先交渉権者・交渉権者			交渉権者	優先交渉権者

6. 技術協力業務

「技術協力・施工タイプ」における技術協力業務の実施にあたり、発注者は優先交渉権者と設計の調整及び協力関係等を記した基本協定書を締結し、技術協力業務の契約を締結した。技術協力業務の工期は、令和4年4月28日から令和5年1月31日まで（その後、令和5年3月31日までに変更。業務期間約11ヶ月）とし、工期内で優先交渉権者の技術提案、あるいは専門部会による助言、発注者・設計者・優先交渉者による合同会議で提案された追加技術提案を踏まえた修正設計、関係機関及び地元協議結果の設計に反映した、価格協議のための工事費の積算を行った。

技術協力業務を円滑に進めるためには、複数の関係者間での情報共有と協働体制の構築が重要となる。このため、優先交渉者との契約締結後直ちに、発注者、設計者、優先交渉者で合同

現地確認を行い、現地条件と課題の共有をはかった。さらに、技術協力業務を通して優先交渉権者が果たす役割については初回打合せ時に議論し、表－6のとおり発注者、設計者、優先交渉権者の役割分担を議事録にて確認を行い、合意を図った。また、各項目に関する検討や関係機関協議の進捗に合わせて、適宜調整会議を開催し、方針等の確認を行った。

八条地区橋梁工事を円滑に進め、完遂するためには、奈良県管理河川岩井川の河川区域内で行う工事に関して、河川管理者に許可を得る必要がある。河川管理者から、出水期間中は河積を阻害しない、堤防開削を行う場合は堤内地側に二重締切を設置するなどの条件を提示された。これら施工時における制約条件に関して、設計者が行う詳細設計と優先交渉権者が行う施工計画検討を並行し、河川管理者と施工条件の確認を行いつつ業務を進めた。

河川管理者との協議は、発注者・設計者・優先交渉権者・河川管理者と合同で行い、本工事は難易度が非常に高い工事であること、工期が長期間に及び、かつ、出水期も含めた通年施工が必要になることなどの説明を行った。そして、通年施工について、堤内地側への盛土による二重締切、新設するP7橋脚と仮受構造一体化による河積阻害の回避などを説明し承諾を得た。また、市道橋を一部存置し施工ヤードとして利用するなど、河川管理者を含めた4者で綿密に協議を進め、意思疎通を図り、コスト縮減・工期短縮となる施工が可能となった。

八条地区橋梁工事における最大の課題である仮受梁への受け替え、本設梁への受け戻し及び仮受け期間中の供用交通への安全リスクに対して、発注者・設計者・優先交渉権者がそれぞれの立場で課題を抽出し、逐一打合せにて内容及び方針確認、対策方法の検討を行いながら業務を進めた。

仮受時支点変更に伴う既設桁の耐力評価に関しては、近接目視を行うことで既設桁が建設当時と同等の性能を有するものと評価すると共に、優先交渉権者からの助言による詳細調査を実施し、既設桁の性能確認に関して施工前に出来る限りの検証を加え、耐力照査の精度向上を図った。

仮受時における既設八条高架橋既設桁のたわみに関しては、構造解析によるたわみ量を基に、優先交渉権者より施工時に仮受支承の高さ調整を行うことで死荷重によるたわみ差を解消させるとの助言があり、たわみ量の低減、伸縮装置部の段差縮小につながった。

仮受時の供用交通への安全リスクに関しては、仮受梁直下に仮支柱を設けることで鉛直変位を極力抑える工夫を行うと共に、受け替え時には受け替え側を一時通行止めすることで、供用交通への安全確保と活荷重影響を回避し、掛け違い伸縮装置部における段差を縮小し、リスク低減につながった。

これらの内容については、手戻りが生じないよう仕様確定の主要な段階で、専門部会委員へ報告・相談しながら業務を進めた。また、設計段階で作成したCIMモデルは、優先交渉権者と施工段階での活用課題を協議しつつ作成し、地元自治会への工事説明や、工事中の施工品質の向上に活用できるようにした。

価格等交渉に向けた積算段階では、設計者の設計成果と優先交渉権者の施工計画成果に関する整合確認を漏れなく行うことで、積算の考え方について円滑に合意することが出来た。

表－6 設計の役割分担

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
優先交渉権者の技術提案	・技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示	・評価した技術提案に関する技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の提出	・技術提案の内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理
地元及び関係行政機関との協議	・地元（地権者）及び関係行政機関（河川・道路管理者）との協議の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施	・地元（地権者）及び関係行政機関（河川・道路管理者）との協議支援（資料作成、同行※など）※発注者から指示があった場合	・地元（地権者）及び関係行政機関（河川・道路管理者）との協議支援（資料作成、同行※など）※発注者から指示があった場合
学識経験者への意見聴取	・学識経験者への意見聴取の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施	・学識経験者への意見聴取の実施（資料作成・技術的説明の実施）	・学識経験者への意見聴取の実施（資料作成・技術的説明の実施）
設計の実施	・設計条件の提示 ・設計内容の確認 ・設計内容を踏まえた追加提案・検討の指示 ・現場管理におけるリスクの判断	・技術提案部分を含めた設計の確認・照査 ・設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、施工の観点からの助言 ・施工計画の作成	・指示された技術提案内容の設計への反映 ・設計課題の整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 ・施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	・優先交渉権者への見積り依頼 ・見積りの検証（見積り根拠の妥当性確認、積算基準との比較等） ・全体工事費の確認 ・施工中の歩掛調査の必要性判断	・見積り・見積条件・根拠の作成 ・全体工事費の算定	・見積条件と設計の整合確認 ・見積り、全体工事費の把握
事業工程の検討	・全体事業工程の作成・管理	・発注者要求を踏まえた工事工程の検討（週休2日対応）	・工事契約を見据えた修正設計の工程管理
専門部会	・専門部会資料の作成	—	・専門部会資料の作成補助

7. 技術協議及び価格等の交渉

(1) 技術協議の概要

設計の進捗に応じて価格等協議を行い、優先交渉権者と施工方法等の確認を行った。

技術協議は、施工方法等の確認結果を踏まえて、近畿地方整備局において土木請負工事費算出要領等に基づき、優先交渉権者から提出された工事費算出の根拠となる資料を用いて構造・施工方法の内容、工事費内訳書における施工条件等を確認し、双方の積算条件を確認した。

技術協議を通じて、工事費算出の根拠となる資料の見直しの機会を設けるとともに、協議において、工事費内訳書の内容を変更する場合は、適宜その時点の工事費算出の根拠となる資料の提出を依頼した。

(2) 価格等の交渉概要

価格等の交渉については、優先交渉権者と施工方法等の確認を進め、確認された施工方法等に基づき価格等の協議を開始し、歩掛見積り等の妥当性確認を行った。価格等の交渉は、最終的な施工方法等の確認結果を踏まえて、優先交渉権者から提出された見積書等を用いて構造・施工方法の内容、施工条件等を確認し、双方の積算条件に相違がないことに加え、見積書の総額の妥当性を確認し交渉を完了した。

8. 技術協議及び価格等の交渉結果の確認

(1) 実施方法

技術協力業務実施段階より、技術協議内容及び協議結果の確認を行い、価格等交渉における算定の考え方及び合意内容を専門部会に報告し、意見徴収を行った。専門部会での確認結果を踏まえ、入札・契約手続運営委員会において交渉成立の判断の妥当性を確認した。

(2) 予定価格の設定

専門部会にて確認された価格等交渉結果を踏まえ、合意した積算条件に基づき工事価格を算出した。

(3) 見積り合わせ実施日時

令和5年5月31日(水)午後2時00分

9. 契約の相手方の決定

(1) 工事名

大和北道路八条地区橋梁工事

(2) 契約者

大成建設株式会社 関西支店

(3) 工事場所

(自) 奈良県奈良市八条地先

(至) 奈良県奈良市杏町地先

(4) 工事請負契約締結日

令和5年6月9日

(5) 契約金額

¥7,359,000,000.- (消費税及び地方消費税を含む)

(6) 工期

令和5年6月10日～令和9年12月28日

ただし、以下の指定部分については、令和9年5月31日までとする

八条高架橋P7橋脚

10. 「国道24号大和北道路八条地区橋梁工事における技術提案・交渉方式専門部会」の開催日時及び確認事項

2. (5) に示す専門部会は計3回開催（各学識者への個別説明は適宜実施）した。
各委員会の開催日時及び各委員会における確認事項は以下の通り。

【第1回専門部会】

開催日時：令和3年11月18日（木）10:00～12:00

場 所：近畿地方整備局 新館3階 A会議室

確認事項：委員会において確認された事項は以下のとおり

- 技術提案・交渉方式の適用の可否
- 技術提案範囲・事項・評価基準
- 参考額の設定方法
- 交渉手続き（公表事項の妥当性）

【第2回専門部会】

開催日時：令和4年3月10日（木）14:00～16:00

場 所：近畿地方整備局 新館3階 A会議室

確認事項：委員会において確認された事項は以下のとおり

- 各競争参加者の技術提案内容及び個別評価項目の技術審査・評価内容
- 優先交渉権者、交渉権者の選定及び非選定
- 価格等の交渉手順

【第3回専門部会】

開催日時：令和5年3月22日（水）14:00～16:30

場 所：近畿地方整備局 新館5階共用会議室2

確認事項：委員会において確認された事項は以下のとおり

- 設計の修正内容
- 価格等の交渉の合意内容
- 概算工事価格
- 業者選定経緯の公表内容（案）

以上